

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二					
名称及び記号	発行の根拠	法律及びその適	振替法の適	発行方法	発行金額	払込金額	最低額面金額	振替単位	発行日	発行価格	利率					
利付国庫債券（十年）（第二〇五）	国債整理基金特別会計法（明治三十九年法律第六号）第五号	社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下	「振替法」という。その規定の適用を受けるものとし、その振替	機関は日本銀行とする。	財政融資資金による利付国庫債券（十年）の借換えのため	受付け	額面金額で千億円	五千万円	振替法の規定による振替口座簿	の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとす。	平成十五年九月二十二日	額面金額百円につき百円七十一	年一・六パーセント	財務大臣は、払込金額に加えて、	次算式により算出した金額を	第十八号に規定する期日に払い

財務省告示第六百三十四号
 昭和三十七年大蔵省令第三十号（第七号）
 昭和三十七年九月二十二日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。
 平成十五年十月九日

財務大臣 谷垣 禎一

込むものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times \frac{1.6}{100} \times \frac{2}{365}}$$

十三 初期利子

平成十六年三月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十五号において規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times \frac{1.6}{100} \times \frac{1}{2}}$$

十四 第二期以後の利子

毎年三月二十日及び九月二十日を、その日以、前六月間に属する利子を支払う。

十五 償還期限

平成二十五年九月二十日

十六 償還金額

日本銀行

十七 元利支

十八 払込期日

平成十五年九月二十二日